

# 個人情報保護制度について

---

平成28年6月29日

情報問題対策委員会 副委員長

弁護士 加藤 光宏

# 自己紹介

昭和63年3月 京都大学工学部航空工学科卒業  
昭和63年4月 川崎重工業株式会社航空宇宙事業本部勤務  
平成9年1月 弁理士登録  
平成16年4月 名古屋大学法科大学院入学  
平成20年11月 新第62期司法修習生  
平成21年12月 弁護士登録（愛知県弁護士会）、弁理士再登録  
特許法律事務所 源 開業  
平成23年12月 特許法律事務所 樹樹 開業

愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 副委員長  
日弁連 情報問題対策委員会 委員  
日本弁理士会東海支部 副支部長  
A P A A、A I P P I、L E Sメンバー



特許法律事務所 樹樹  
Patent and Law Firm JuJu



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル5F-B  
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111

## 個人情報漏えい事件・事故

- 2015年6月 日本年金機構から125万件の個人情報がサイバー攻撃により外部に流出
- 2015年11月 プロキシサーバーの運営会社が、サーバー内にネット通信販売の会員情報など約1800万件のIDやパスワードを保存。一部は、転売、不正アクセスなどに悪用された可能性もあり。
- 2015年11月 堺市職員が約68万人の有権者データを民間レンタルサーバーに保存・公開
- 2015年12月 健康保険証の番号などの個人情報が複数の医療機関から約10万人分流出
- 2016年1月 日本年金機構に、年金未加入者であると装い、基礎年金番号を不正に入手。さらに、入手した基礎年金番号を用いて、300通以上の健康保険証を不正に入手。一部の健康保険証は、ネット通販で詐取した商品を受領する際の本人確認や、口座の不正開設に利用されていた。
- 2016年6月 ウイルスメールを利用した攻撃で、JTBサーバーから顧客の個人情報約793万人分が流出。

# 逗子ストーカー殺人事件

2012年に被害女性(当時33歳)が元交際相手の男性(当時40歳)に刃物で刺殺された事件

2004年 交際開始

2008年 交際終了、被害女性は別の男性と婚姻し逗子市に転居

2010年4月 加害男性から女性に嫌がらせメール

2011年6月 脅迫罪で加害男性逮捕

神奈川県警が逮捕状を執行する際に、記載された被害女性の結婚後の名字や転居先の市名などを読み上げ

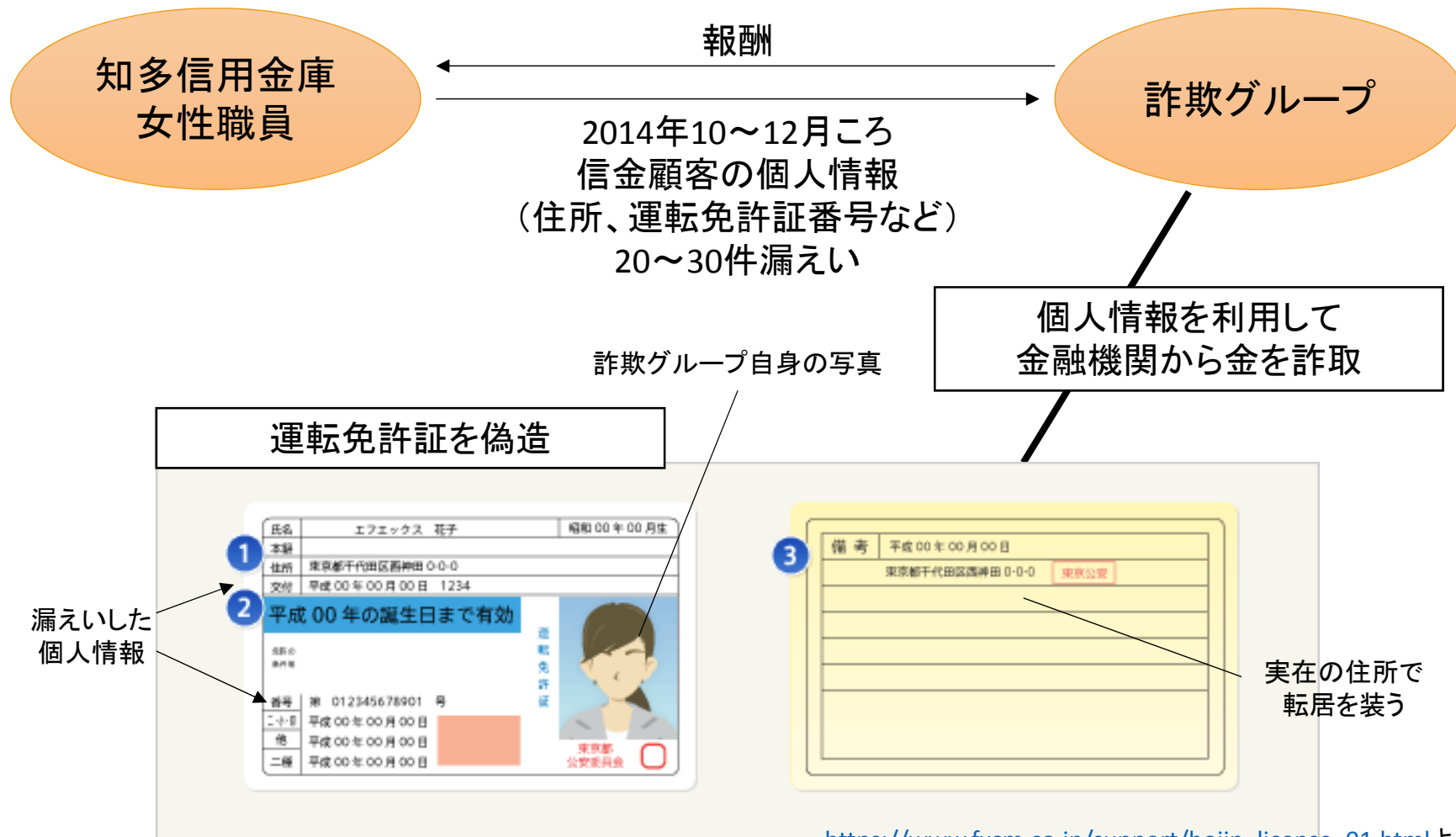
2012年11月 加害男性が探偵事務所に被害女性の居場所を依頼

2012年11月5日 探偵事務所からさらに調査依頼を受けた調査会社が逗子市役所に架電  
被害女性の夫になりすまし、「家内の税金の支払いの請求が来ているが、住所が間違っていないか」と問合せ。市役所職員は、被害女性の詳しい住所を読み上げた  
被害女性から市役所には情報制限が要請されていたが、閲覧時に警告表示があるだけで閲覧自体はできる状態だった  
市役所では、離席するときはログアウトするルールも守られておらず、複数の職員が誰でも操作できる状態であったため、誰が被害女性の個人情報に回答したかは不明

2012年11月6日 加害男性が被害女性を殺害

# 知多信金顧客情報漏えい事件

漏えいした個人情報を用いたなりすまし事例

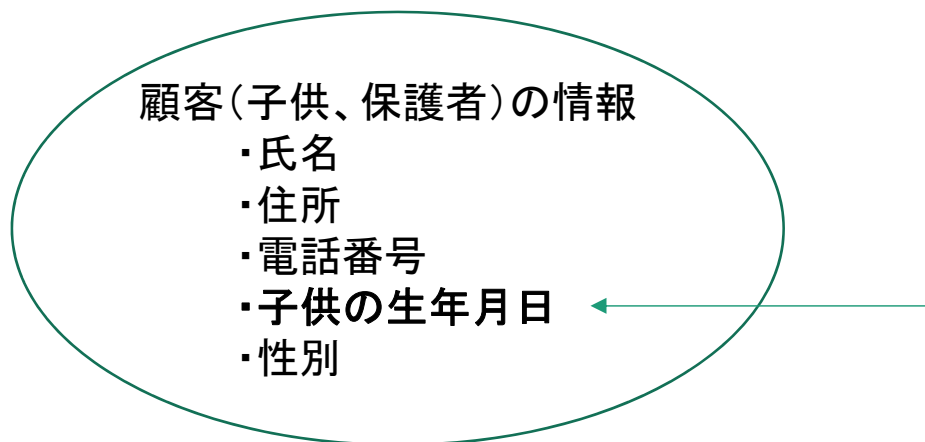


[https://www.fxcm.co.jp/support/hojin\\_license\\_01.html](https://www.fxcm.co.jp/support/hojin_license_01.html)より

# 個人情報価値

◆ 情報漏えい、なりすましかけとは限らない。個人情報の価値にも要注意。

2014年7月 ベネッセ個人情報漏洩事件

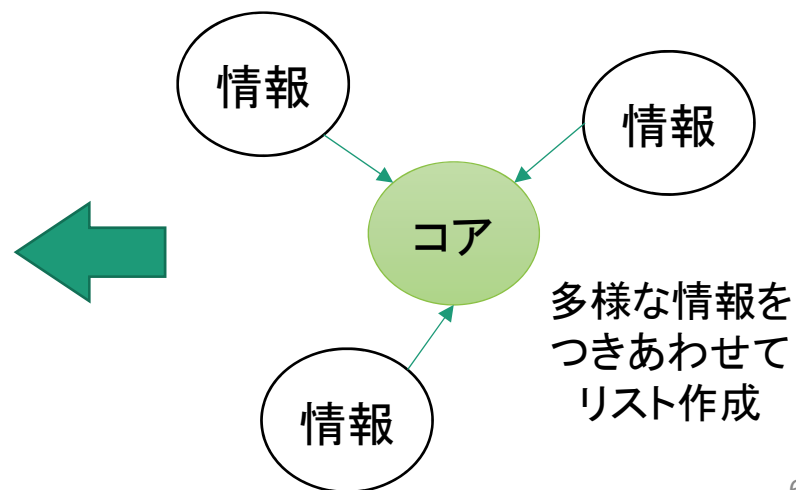


子供の生年月日があることで、長期に名簿活用可能！

学習塾などの教育関連事業者  
学資保険などの保険会社  
振り袖(販売、レンタル)会社  
スーツ販売などのアパレル会社  
など

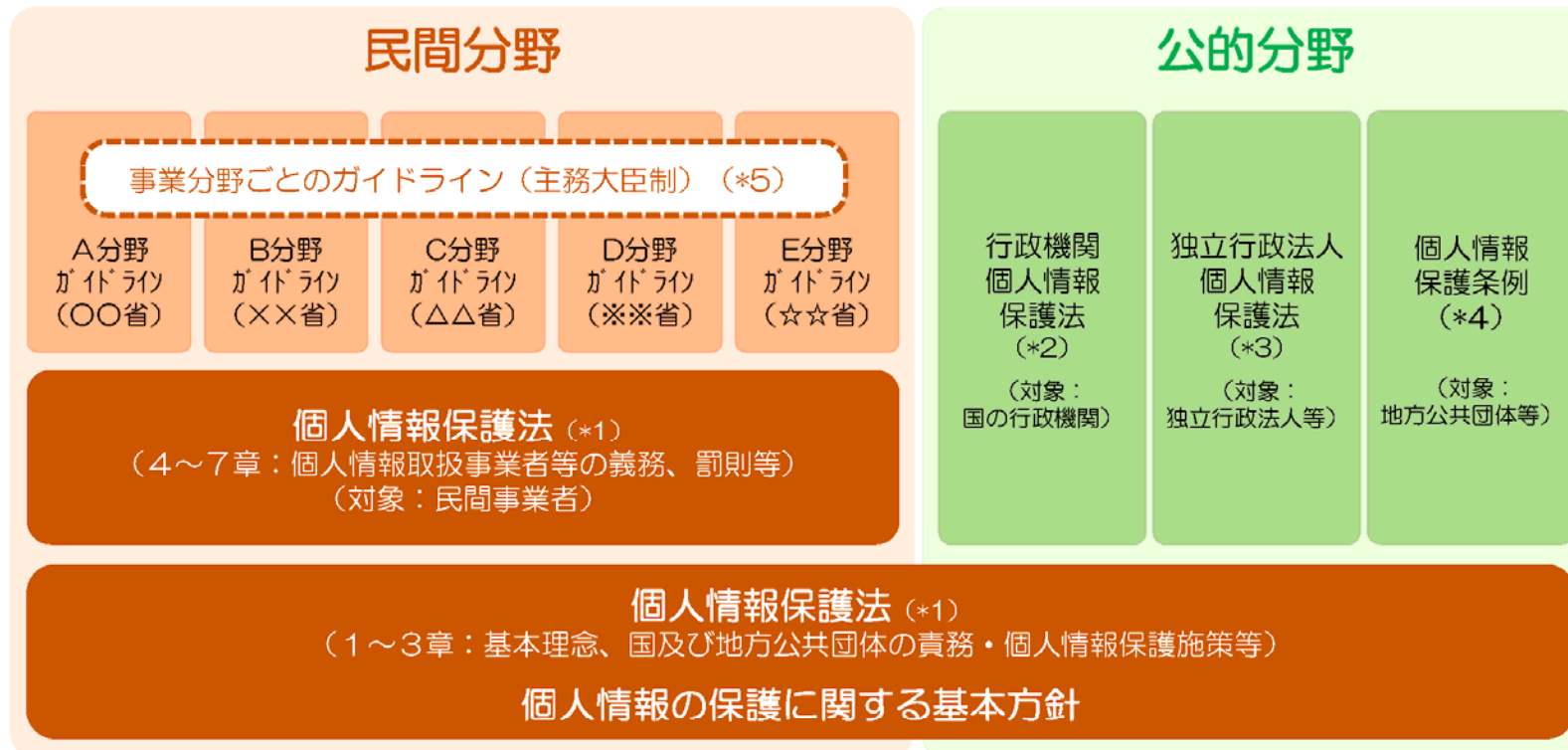
名簿屋で販売されているリストの例

- 小学校6年生のデータ
- 18歳女性のデータ
- 投資目的のマンション購入者リスト
- 通信販売購入者リスト
- ギャンブル愛好家 など



# 個人情報保護法と個人情報保護条例

## 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ



- （\*1）個人情報の保護に関する法律
- （\*2）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- （\*3）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- （\*4）個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。
- （\*5）この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。

（個人情報保護委員会HPより）

# 個人情報とは

## 名古屋市個人情報保護条例 2条(1)

個人情報

個人に関する情報であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、**特定の個人を識別することができるもの**

(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

## 個人情報保護法 2条1項

この法律において「個人情報」とは、**生存する**

個人に関する情報であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**

(他の情報と**容易に**照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

## 行政機関個人情報保護法 2条2項

この法律において「個人情報」とは、**生存する**

個人に関する情報であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**

(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。



- 「生存する」の文言なし＝死者の情報も含む
- 個人識別性は必要...氏名、生年月日は例示に過ぎない
- 「容易に」の文言なし(行政機関個人情報保護法と同じ)

文書等により他の機関に照会しなければ個人が識別できないものは、「容易に」照合できる場合に当たらないと解されていた。「容易に」を定義に含めると、こうした情報が保護されなくなってしまう)

→ 「容易に」をなくすことで、個人情報を厳格に保護する趣旨

Cf) 民間では、営業の自由への配慮から、「容易に」の要件で個人情報をある程度限定している。



# 個人情報保護法の構成

## 適正な取得

保護法17条  
条例8条①

## 利用・保有の制限

保護法16条  
行保護法3条②  
条例7条

## 第三者提供の制限

保護法23条  
行保護法8条  
条例11条

## 利用目的

(保護法15条①、行保護法3条①、条例6条①(2))

## 利用目的の変更の制限

保護法15条②  
行保護法3条③  
条例6条②?

## 利用目的の公表・通知等

保護法18条  
行保護法11条①、4条  
条例6条④、8条③

## 正確性の確保

保護法19条  
行保護法5条  
条例10条①

## 安全管理措置

保護法20条  
行保護法6条  
条例10条②

## 開示・訂正・利用停止

保護法25,26条  
行保護法12-41条  
条例18-46条

保護法 : 個人情報保護法  
行保護法 : 行政機関個人情報保護法  
条例 : 名古屋市個人情報保護条例

# 個人情報第三者提供

## 名古屋市個人情報保護条例11条

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。)を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。
- (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により、公にされているとき。
- (4) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。
- (5) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (7) 個人情報の提供を受ける実施機関が、法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (8) 個人情報の提供を受ける国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)又は指定管理者が、法令又は条例で定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を使用する場合であって、当該個人情報を使用することについてやむを得ない理由があるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたととき。

## 個人情報保護法23条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 行政機関個人情報保護法8条

行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められるときは、この限りでない。
  - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

# 個人情報保護法の経緯・現状

平成15年5月



個人情報保護法成立

平成17年4月



個人情報保護法施行

平成20年4月



個人情報保護法の保護に関する基本方針一部変更  
(過剰反応への配慮、プライバシーポリシー等の促進)

平成27年9月



改正個人情報保護法成立(交付から2年以内に全面施行)

平成28年1月



改正個人情報保護法一部施行(所管が消費者庁から個人情報保護委員会に)

平成28年

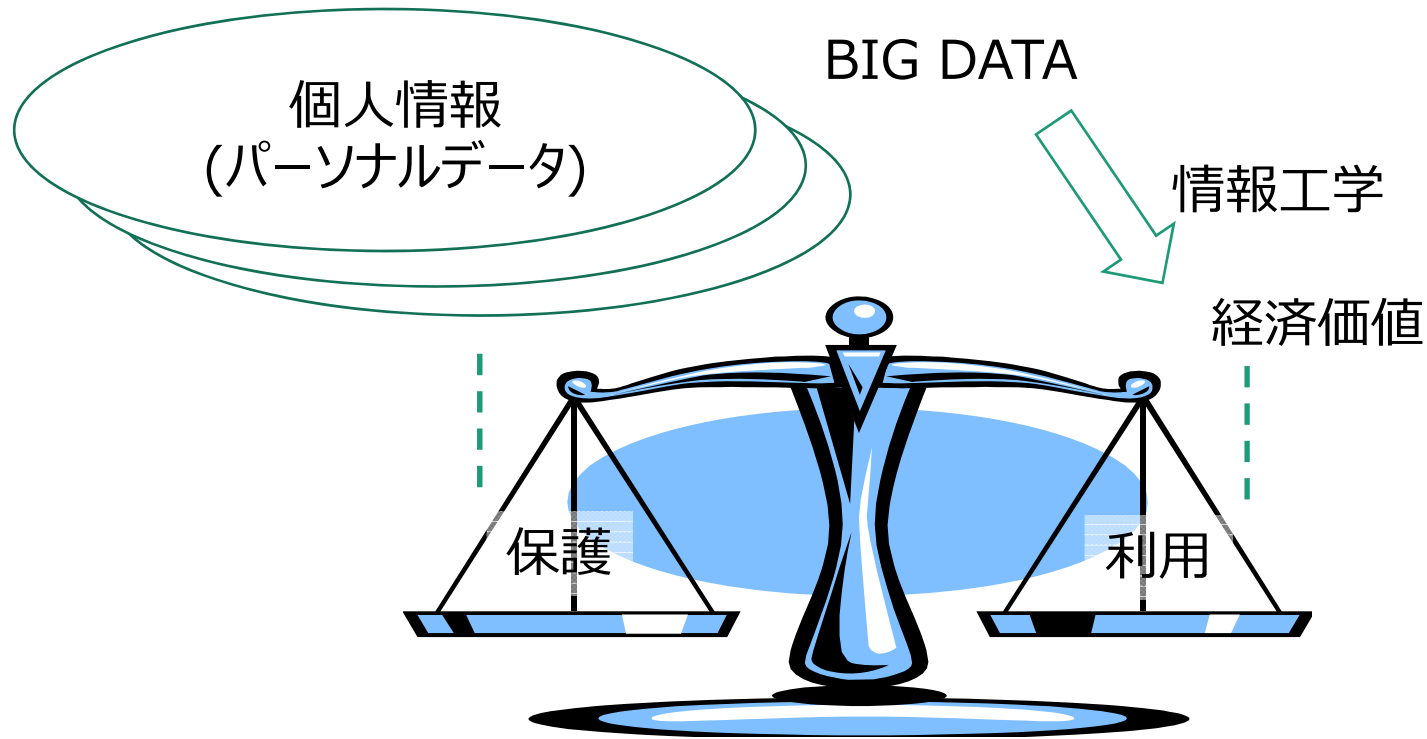


行政機関個人情報保護法改正検討中



BIG DATA

## 個人情報保護法改正目的



### <<改正のポイント>>

1. 個人情報の定義の明確化（匿名加工情報など）
2. 要配慮情報の取扱
3. トレーサビリティの確保 など

## SUICA 事件 - 改正の背景

J R東日本は、S U I C A利用客の乗客の乗車履歴収集

↓

2013年6月 SUICAデータを事前に案内することなく匿名化して、日立製作所に販売  
提供されたデータ=乗降駅、利用日時、利用額、年齢、性別など

J R東日本は、「名前や住所を匿名化しており、個人情報に当たらない」との認識

↓

日立製作所は、提供されたデータをビッグデータとして分析し、出店計画、広告宣伝などを支援するサービスに活用

↓

2013年7月 「気持ち悪い」など乗客からの批判を受け、データの提供を中止



J R東日本HPより

乗降データのイメージ

```
User ID:MM001
Date   Time   From/To Station
Oct.03 08:10  from   Tokyo
Oct.03 08:15  to     Ueno
Oct.04 15:10  from   Shinjuku
Oct.04 15:40  to     Shinagawa
:      :      :      :
```

# ポイントカード問題 - T-Card

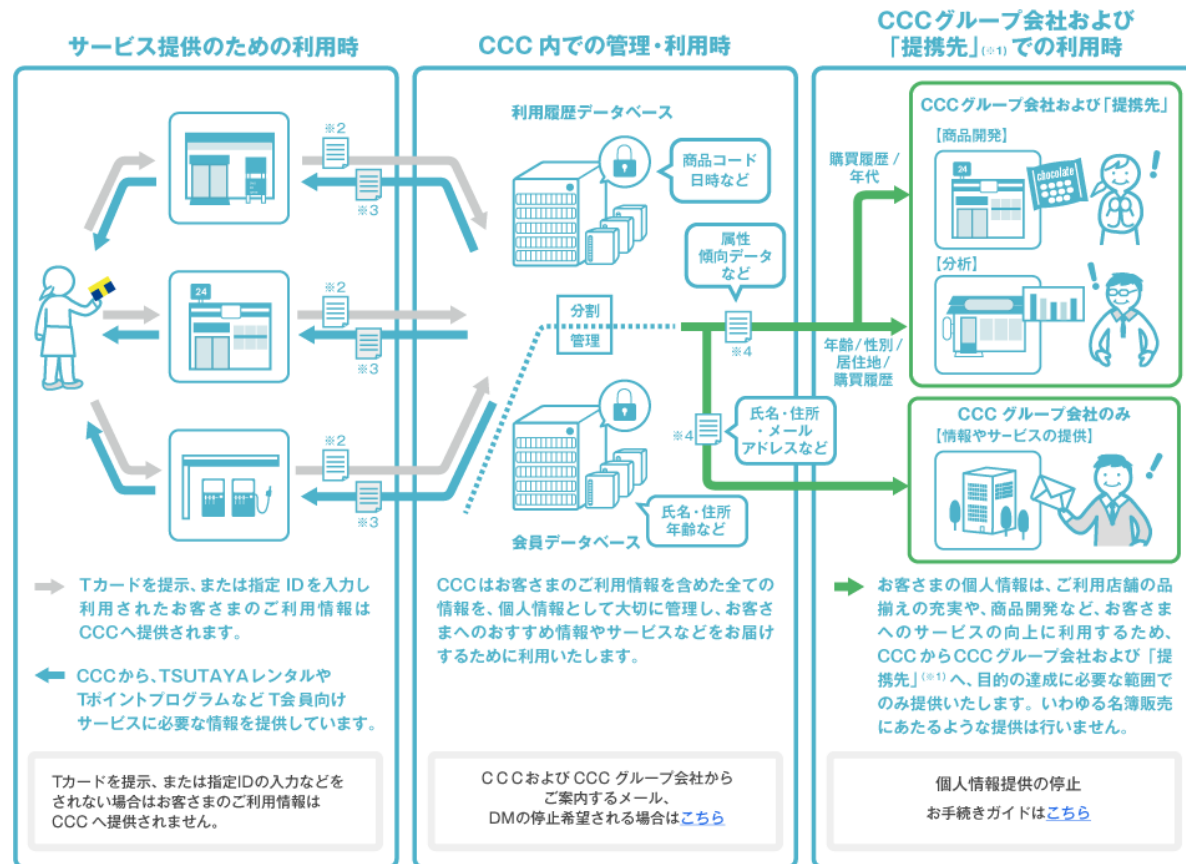
## Tポイントカード



<http://tsite.jp/pc/r/card/index.pl>

- 会員の購買履歴データを収集
- 利用履歴データベースと、会員データベースとは分けて管理
- 購買履歴を匿名化し、他のグループ企業に提供
- オプトアウトシステムを適用

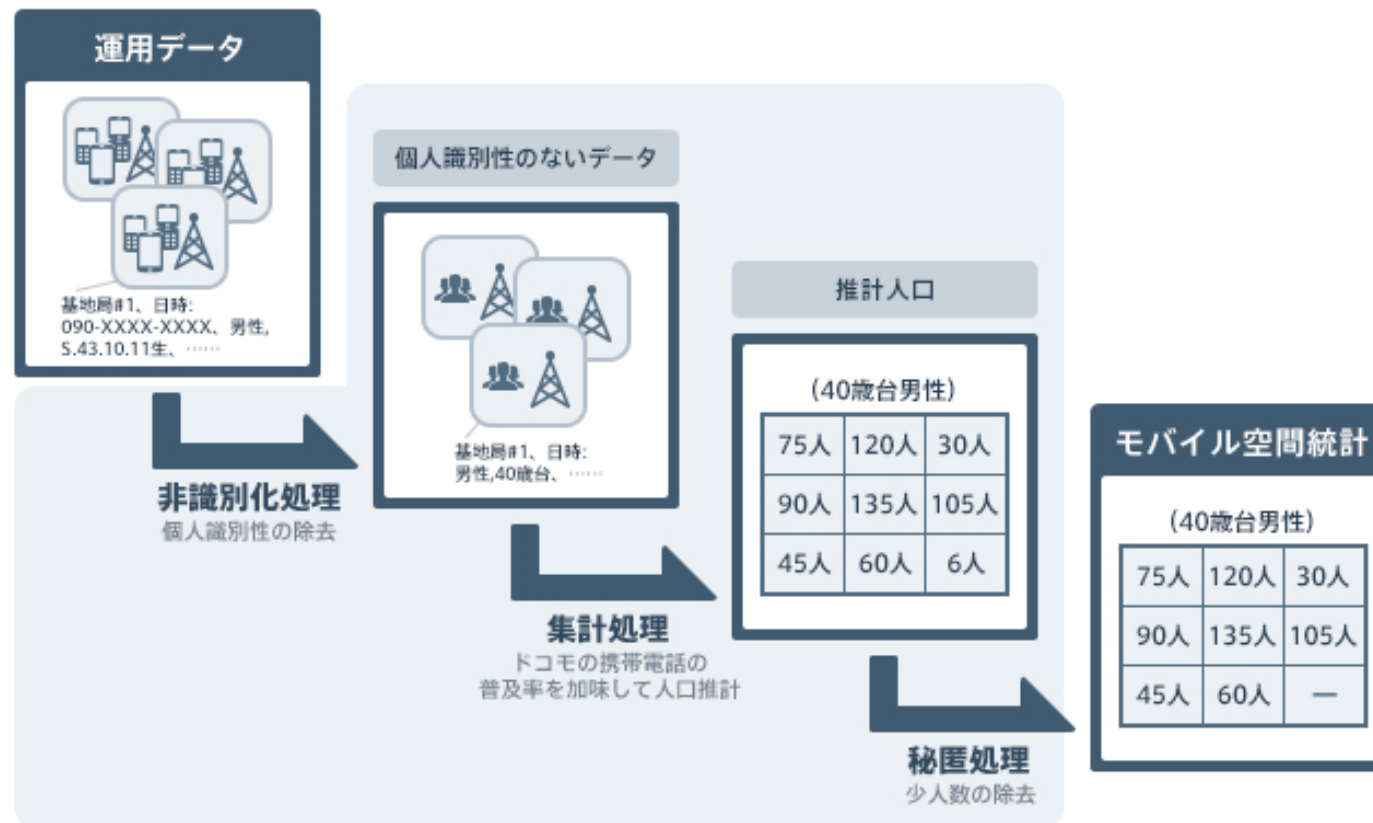
### 【個人情報の取り扱い(第三者提供)の流れ】



<http://www.ccc.co.jp/customer/index.html>

## 位置情報問題 – モバイル空間統計 by NTT docomo

- 2013年10月にサービス開始
- 1時間ごとに係属して空間統計を算出（基地局ごとに所在する携帯電話を把握）
- オプトアウトシステム適用



# 番号法と個人情報保護法の関係

個人番号を含む情報(特定個人情報) = 個人情報保護法の適用+番号法による規制  
(番号法は個人情報保護法の特別法)

## 個人情報保護法

- ・利用目的を知らせて適正に情報取得(保護法17条、18条)
- ・利用目的に沿った取扱(保護法16条)
- ・第三者提供の制限(保護法23条)

など

## 番号法でより厳格な規制

- 9条(利用範囲)
- 15条(提供の求めの制限)
- 16条(本人確認)
- 19条(特定個人情報の提供の制限等)
- 20条(収集等の制限)
- 29条3項(個人情報保護法の読替)

など

<死者の取扱に注意！>

個人番号(2条5項) = 死者の個人番号も含む

個人情報(個人情報保護法等) = 生存する個人に関する情報のみ

↓

特定個人情報(2条8項) = 個人番号等をその内容に含む個人情報 (死者は含まず)



# 個人番号の取得

## 個人情報保護法

- 利用目的を明示(保護法18条1項)  
「源泉徴収票作成事務」  
「健康保険・厚生年金保険届出事務」など  
(まとめて示しても良い)

一旦取得した番号は、雇用契約が同一である限り、翌年以降も利用可能

対応する規定なし

## 番号法

- 利用範囲は制限されている(9条)  
利用分野=税、社会保障、災害対策  
利用事務=9条、条例に規定した事務

- 個人番号の提供を求めることができる場合は次の2パターン(同15条)
  - 1) 同一世帯に属する者の間
  - 2) 19条各号に該当する場合  
・個人番号利用事務等の実施者に提供する場合(同条2号) など

↓

次のような要求は禁止

- ・事業者が従業員の管理等に使いたい(社員番号代わりにしたい)
- ・本人確認のために個人番号を見せて欲しい
- ・内定者、人材派遣会社への登録者は?

- 本人確認が必要(同16条)

# 個人番号の目的外利用

## 個人情報保護法

- 一定範囲であれば本人への通知により利用目的を変更することは可能(保護法15条2項、18条3項)
  - 「源泉徴収票作成事務」
  - ↓(雇用契約が同一)
  - 「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- 本人の同意があれば目的外利用が可能(保護法16条1項)
- 事業承継に伴って取得した個人情報も本人の同意があれば目的外利用が可能(保護法16条2項)

## 番号法

いずれの場合も、本人の同意を得ても目的外利用禁止(29条3項)

例外的に目的外利用が認められる場合

- 激甚災害のとき(29条3項の読み替えによる保護法16条3項1号)
- 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき(29条3項の読み替えによる保護法16条3項2号)

# 個人番号の提供

## 個人情報保護法



## 番号法

- 本人の同意があれば個人データの第三者提供可能(保護法23条1項)
  - オプトアウト方式を許容(同2項)
  - 個人データの共同利用を許容(同4項3号) など
- 
- 個人情報保護法23条を適用除外(29条3項)
  - 19条で改めて特定個人情報(個人番号を含む情報)の提供を規制(主なものは下表の通り)

個人番号利用事務実施者からの提供(1号)	市町村長が住民税を聴取するために事業者に対して、従業員の個人番号とともに税額を通知するとき など
個人番号関係事務実施者からの提供(2号)	事業者が源泉徴収票(個人番号記載)を作成し、税務署への提出、本人への交付をするとき など
本人または代理人から個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者への提供(3号)	従業員が事業者に対して、自己および扶養親族の個人番号を提出するとき など
委託、合併による提供(5号)	甲社が乙社を合併するに当たり、乙社が、従業員の個人番号を含む給与情報などを甲社に提供するとき など
訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査等(12号)	(注意) 解釈に不明確な部分あり

- 同一法人内で異なる部署(社内の配属替えなど)への特定個人情報の移動は提供に当たらない
- × 系列会社への出向に伴う会社間での特定個人情報の移動は禁止(19条の「提供」に当たる)
- × 系列会社間で、個人番号を含む情報のデータベースを共有することは不可(アクセス制限があれば可)

# 個人番号の収集・保管

## 個人情報保護法

- 利用目的の範囲内または本人の同意の範囲内であれば、個人情報の収集・保管行為可能



## 番号法

収集・保管



廃棄

- 他人の個人番号を含む特定個人情報の収集・保管を規制(20条)  
(収集・保管できるのは、19条各号に該当する場合のみ(提供規制と同じ))
  - 源泉徴収票作成のために従業員等から個人番号の提供を受け、当該事務を終了した後も、保管する
  - 休職している従業員の特定個人情報を従前通り保管する(雇用関係は継続)
  - × 個人番号関係事務以外の目的で他人の個人番号をノートにメモする
  - × 本人確認として、他人の個人番号をメモしたり、個人番号カードをコピー等する
  - × 誤って個人番号が記載された住民票を受け取った場合に、そのまま保持する
- 特定個人情報の保管は規制されている(20条)  
→ 同規制により保管が認められなくなったら特定個人情報は廃棄しなくてはならない
  - 扶養控除等申告書の提出は終了したが、税法上の保存期間(7年)を経過していないので、そのまま保管する
  - × 扶養控除等申告書を保存期間を経過しても保管する
  - 扶養控除等申告書を保存期間を経過したが、個人番号の部分だけ、マスキングまたは削除した状態で保管する

## 実務での個人情報開示の留意点

捜査関係事項照会(刑訴法197条2項)、調査嘱託(民訴法186条)、弁護士会照会(弁護士法23条の2)によって、個人情報を開示するよう求められた場合に開示すべきか？

以下の判断基準ではどうか？

- (1) 提供を求める目的が明確・適正であり、かつ、当該目的の達成によりもたらされる公益が、個人情報が提供されることにより個人の権利利益に及ぼす不利益と比較して、なお上回る利益を有するものであるか
  - (2) 提供を求める個人情報の内容が目的からみて必要不可欠なものか
  - (3) 提供を求める個人情報の内容に要注意情報(思想、信条、宗教に係る情報等)が含まれていないか
  - (4) 当該実施機関に提供を求める以外に当該個人情報を確認する有効な手段はないか
- に基づいて回答の可否を検討し、必要最小限の事項を回答する。

### 【参考】

(刑訴法197条2項)

捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(民訴訟186条)

裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

(弁護士法23条の2第2項)

弁護士会は、全校の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

# 実務での個人情報開示の留意点

## <検討1> 回答義務があるか？ → 法律、通達、判例を見ても決定打なし

捜査関係事項照会書の適正な運用について(通達)

「本照会は、公務所等に報告義務を負わせるものであることから、当該公務所等は報告することが国の重大な利益を害する場合を除いては、当該照会に対する回答を拒否できないものと解される。…しかし、回答を拒否した場合でも罰則の適用はなく、紹介先である公務所等に対し、強制力をもって回答を求めることができないことから、回答に伴う業務負担等、相手方に配慮した照会に努めなければならない。」

弁護士法23条の2の照会について、「報告を行う公報上の義務を負うが、報告しないことについて正当な理由があるときは、報告を拒絶することが許される」(東京高判平成22年9月29日)

## <検討2> 回答することは違法か？ → 違法ではない

名古屋市個人情報保護条例

第11条 (利用及び提供の制限)

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき

(2)法令または条例に定めがあるとき

：

個人情報保護法23条1項、行政機関個人情報保護法8条1項の解釈が参考になる。

「法令に基づく」とは、法令上、第三者提供が義務づけられている場合に限らず、第三者提供の根拠が規定されている場合も含む趣旨。

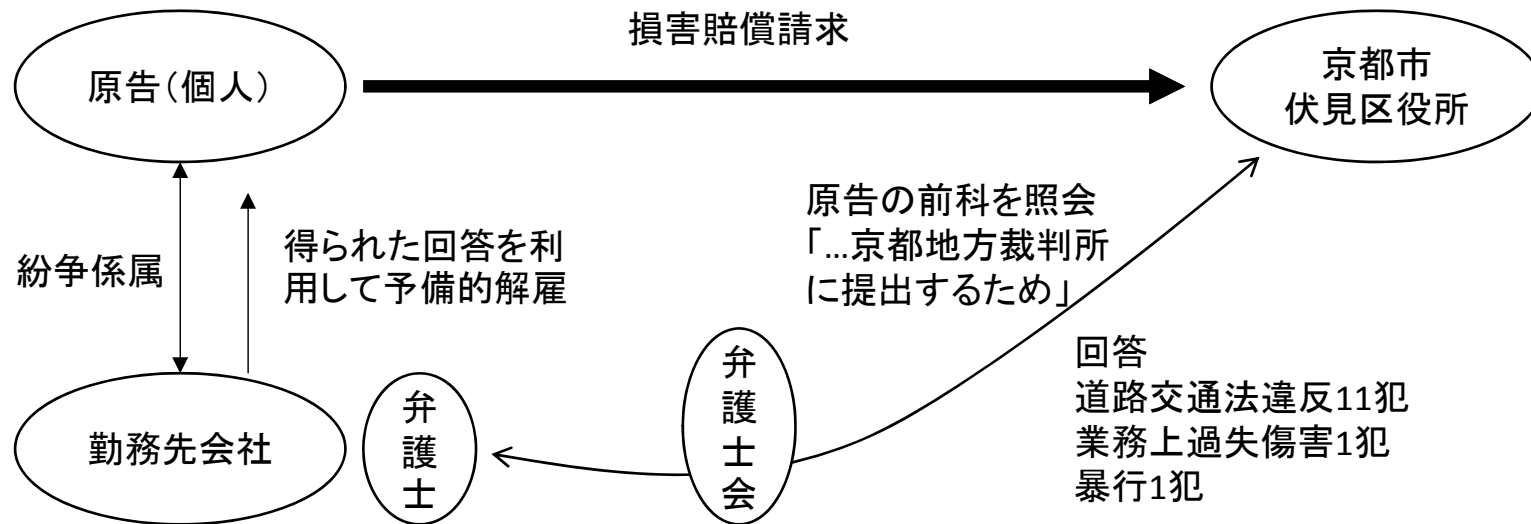
↓

平たく言えば、「情報を求めることができる」という類いの法令に基づいて情報の提供を求められた場合、それに応じたとしても、個人情報保護法等には違反しないことになる。

# 実務での個人情報開示の留意点

<検討3> 違法でなければ、開示して構わないのか？

前科照会事件(最高裁判決昭和56年4月14日)



- 前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる
- 何人も...プライバシーに関する事項については、不当に知らされずに生活をする権利を有する(高裁判決)
- 弁護士が、その職務上知り得た依頼者の対立当事者らの秘密は、依頼者の請求があれば、これを依頼者に告げざるを得ない(高裁判決)
- 弁護士法23条の2の照会、報告の制度は、弁護士及び弁護士会を經由して私人に情報を得させ、これを自由に利用させる結果をもたらすことを否定し難い(高裁判決)

# 実務での個人情報開示の留意点

関係機関からの照会にどのように対応すべきか？

(例) 生活保護の被保護者の情報を、大家さん、病院などから問合せを受けた場合など

